

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和元年5月27日（月）17:49～18:48
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- |    |        |                         |
|----|--------|-------------------------|
| 座長 | 八田 達夫  | アジア成長研究所理事長<br>大阪大学名誉教授 |
| 委員 | 阿曾沼 元博 | 医療法人社団滉志会瀬田クリニック代表      |
| 委員 | 中川 雅之  | 日本大学経済学部教授              |
| 委員 | 八代 尚宏  | 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授   |

#### <関係省庁>

- |       |                     |
|-------|---------------------|
| 福原 申子 | 法務省出入国在留管理庁政策課長     |
| 竹林 経治 | 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長 |

#### <事務局>

- |       |                 |
|-------|-----------------|
| 村上 敬亮 | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 蓮井 智哉 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 永山 寛理 | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 クールジャパン・インバウンド外国人材受入れ（理美容師）について
- 3 閉会

---

○蓮井参事官 大変お待たせして申し訳ございませんでした。

それでは、4コマ目でございます。法務省、厚生労働省にお越しいただきました。「クールジャパン・インバウンド外国人材受入れ（理美容師）について」でございます。

お手元でございますのは、現在、両省と内閣府の間でやりとりをさせていただいている、成長戦略の当該特区のパートに盛り込むかどうかということで検討を進めている案文でございます。

こちらにつきましては、まさに今の検討状況ということでございますので、この資料そのものは非公開の扱い。それから、本日の議事の内容につきましては、成長戦略が確定した段階以降の公開ということにできればと思っておりますが、そういう扱いでよろしゅう

ございましょうか。

では、本当にお待たせしましたけれども、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 本当にお待たせいたしましたして、大変申し訳ありませんでした。

では、こちらからの提示に対するお考えを伺いたいと思いますので、この順番だと法務省からですか。

○福原課長 まず、法務省の修正案でございますが、「本邦の専門学校において」というところは、技術的な問題でございますけれども、私どものガイドラインに言い方を合わせたというところでございます。

それから、「ヘアデザイナーとして」というところを削除させていただきましたのは、今までこちらの中で議論をさせていただいたとおり、ヘアデザインを行うと、その企画、あるいは研究、創造性のある業務を行う外国人については、そういった活動が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当するという説明をさせていただいたのですが、その中で、ヘアデザイナーという活動には必ずいわゆる施術があり、施術をしないヘアデザイナーというのはいり得ないのではないかという御疑問をいただいていたので、お客様に対する施術が活動の中に入るということであれば、それは「技術・人文知識・国際業務」には該当しないということを明確にするために、「ヘアデザイナーとして」というところを削除させていただいたというところでございます。

「基準に適合するものを明確化するため」というのは、これまでこちらで御議論させていただいていた趣旨を明確にするためのものでございます。

その下で、「その上で、国家戦略特区内の地方公共団体等が適切に管理することにより、当該創造性のある業務を行う外国人が国家戦略特区の理容室や美容室においても就労可能となるよう、制度的枠組みについて早期に検討を行い」とあるところでございますが、「技術・人文知識・国際業務」ではなく、「特定活動」という在留資格で対応するということであれば、実際に一定の管理の下にお客様に対して理容室・美容室で施術を行うということもあり得るのではないかということで、このところはそのままにさせていただいているところでございます。

ただし、前回も申し上げさせていただいたと思いますけれども、「特定活動」による受入れをするためには業界の理解がないとできないと思っておりますので、そこは業界を所管されている厚生労働省でその点について合意をいただくということでなければ実現できないものと承知しているところでございます。

法務省からは以上でございます。

○竹林課長 厚生労働省でございます。

修文意見の説明でございますが、まず、一番最初、2行目の途中まで削除させていただいている理由でございますけれども、元の案の読み方にもよるのかもしれませんが、私どもが読んだところでは、元の書き方ですと、理容・美容の専門学校を修了しているということを在留資格であるいわゆる「技・人・国」に該当するための要件とする考えのように

読めたものですから、我々の認識としては、「技・人・国」に該当するかということは、従事しようとする業務であるとか活動の中身、内容によって判断されるものであって、学歴であるとか経験というのは、上陸許可基準のレベルの話なのではないのかと思ったものですから、こういうものがないほうがいいのではないのかと思った次第でございます。これが1点目でございます。

2点目でございますけれども、「一般的な理容師・美容師の業務ではない高度な」と入れさせていただいた理由でございますが、先程法務省からもございましたけれども、我々としては一般的な美容師・理容師が行ういわゆる施術については「技・人・国」に該当しないと認識しておりますが、ヘアデザインと書いてあるのですけれども、極めて曖昧な用語だと思っております、確かに個別の施術というのも個々のお客さんのヘアスタイルをデザインするという面があるものですから、その部分が紛れがないようにこのような確信的な記載が必要だと我々としては思ったものですから、そのように書かせていただきました。

最後の「その上で」というところを削除した理由でございますけれども、多分今回ここにこうやって呼びいただいているのも、「一般的な理容師・美容師の業務ではない高度な」という部分がお認めいただけていないからだと思いますと、思うに、「技・人・国」の対象範囲を特区だから広げるみたいな議論になっているのではないかなと思うのですが、御案内だと思うのですが、このクールジャパン特区というのは、在留資格の対象範囲を拡大する仕組みではなくて、「技・人・国」なり「技能」に該当するということを大前提とした上で、上陸許可基準について柔軟化する。要は、代替基準を設置するという趣旨なので、元々の趣旨を逸脱しているのではないのかと思ったというのが一つ目です。

仮にそうではなくて、あくまで普通に「技・人・国」という基準に該当するのだということが大前提の仕組みなのだとすることであれば、今の特区の仕組みは「技・人・国」は当然該当するのが前提なので、上陸許可基準のところでも柔軟にどうするかという、元々用意されているクールジャパン特区の枠組みの中で粛々とやって行けばいいのではないのかと思ったものですから、元々ここに書かれているのが、「制度的枠組みについて早期に検討を」ということで、どうしてこんな特別な仕組みが必要なのかがよく分からないというこの2点において疑問に思ったものですから、削除の意見を出させていただいたというところでございます。

とりあえず以上でございます。

○八田座長 ありがとうございます。

上陸許可についてもオーケーだというのは我々もよく知っているところで、その上で、この「技・人・国」にふさわしいような高い技術を持った人が日本に来て、外国にそれをちゃんと伝えてもらいたいし、日本で働いた経験を使って伝えてもらいたいし、あるいは日本でクールジャパンの外国人が施術を受けたいという人に対して、ちゃんとした日本ではできないようなデザインをきちんとやってあげるような、あるいはそれをヘルプ

するようなものをやりたいと。

それで、将来、「技・人・国」ではない、もっと一般的なものもあるかもしれませんがけれども、少なくとも最初は「技・人・国」で、特区でやりたいというのが私どもの基本的な認識だと思います。

そういうことを申し上げた上で、委員の方から意見とか御質問がありましたら、どうぞお願いします。

阿曾沼委員、どうぞ。

○阿曾沼委員 種々色々議論をさせていただいていますが、ヘアデザイナーが一般的な施術ではなくて、高度な施術を含んでいるとおっしゃるなら、厚生労働省の考えは私の主張などに非常に近いのでいいのかなとは思いますが。しかし、後半の部分ですが、特区の枠組みの中で新たな仕組みを作っていくという意味では、主体となる自治体の方が責任を持ってやっていくという制度的枠組みとなるわけですから、法務省のお考えで対応していただければいいと思います。厚生労働省の説明には理解できないというのが率直な意見でございます。

○八田座長 あと、ちょっと時間がないものですから、委員の方から。

中川さん、どうですか。

○中川委員 私も、今の意見と一緒にあって、特区のほうの地方公共団体がきちんと管理していくという、それはそれで制度の運用に支障を来さないという意味で、私はそういう制度があったほうがきちんと運用できるのではないかとということで、厚生労働省の削除理由がちょっと理解できなかったのも、そのように申し上げます。

○八田座長 では、そういうことで。

お願いします。

○竹林課長 三つ意見を出させていただいているのですけれども、一番の根幹のところは「一般的な理容師・美容師の業務ではない高度な」というところを明確化するために目指していただくということでございますので、まず、ここは入れていただけるということであれば、他のところはそんなに大きく拘るものではないのですが、ただ、ちょっと違和感があるのは、結局ヘアデザインという普通の個別の施術ではないヘアスタイルを開発するというような業務に関して、理容所・美容所においても就労可能となるよう、確かに理容所・美容所と言っても、例えば、大手の大きな会社であれば、本社機能的なところでそういう方を1人置かれたりということはある得なくはないのですけれども、ちょっと違和感があるものとして、デザイナーとしてのデザインのお仕事と施術が混然一体になるような感じもするので、その点についての違和感もあります。

ただ、最初に申し上げたことをもう一回繰り返し言いますと、とにかくそうやって一般的な理容師・美容師の業務ではない高度な創造性のあるヘアスタイルをデザインするような業務ということであれば、多分これまでの法務省のガイドラインとの関係でもそんなに齟齬がないような気がするものですから、そこが担保されるのであれば、「技・人・国」

に該当するということなのかなと思います。

そうしたときに、書いているから特に何か問題かというのはあれですけども、とにかく今の既存の仕組みで十分対応できるのではないかと思うものですから、これがどうして必要なかはちょっと分からないと思ったものですから、意見の趣旨としてはそのようなことでございます。

○八田座長 散々議論に出ているように、例えば、今回は、高度な技術を持っているということに関する認定を自治体がきちんとやってくれと。特区ですから。そういうことを特区の中で作っていくというのは、私は非常に意味があることだと思います。

これまでのものに加えて、「技・人・国」に該当するというを特区の中では認めるという仕組みというのは、どこかにまずガイドラインがあって、そのもとでできなければまずいのではないですか。例えば、コンペとかということについても、必要だというようなガイドラインがあったら、それを本当にやっているのかどうかを調べるところがいて、それは特区の地域会議でもいいし、地域会議と密接に連携している自治体で作った審査機関でやるというのが合理的だと思います。

○福原課長 法務省でございます。

これを特区で行うという趣旨でございますけれども、先程の繰り返しになりますが、法務省の修正案で後段の「その上で」以下を修正しなかったというのは、ここに「理容室・美容室においても就労可能」と書いてありまして、まさに施術、通常のお客様のカットを行うということもおそらく想定されているものだろうと考えたところでございます。

だからこそ、おそらくここで前回議論にございましたけれども、「特定活動」という在留資格をもって措置するのであれば、それが可能になるのではないかという意味で、ここは特段意見をお出ししなかったところです。

ただ、繰り返しになりますが、「特定活動」で受入れをするということであれば、例え国家戦略特区であったとしても、当然業界の理解が必要だろうと考えておりまして、厚生労働省の合意がなければできないと考えているところでございます。

ということで、先程のお話で「技術・人文知識・国際業務」に該当する高いレベルを国家戦略特区の中で確認していくということであれば、活動自体の中には施術も入ってくる可能性はあるのでしょうか。

○八田座長 当然最初からずっとそれは言い続けていました。それなしとなると、それは美容師に聞いたら笑われますよ。当然一体です。

○阿曾沼委員 法務省の考えている業界は、具体的に何箇所ぐらいあるのですか。

○福原課長 基本的には理容・美容の関係の業界と考えております。今までもお話しさせていただきましており、ウィッグを作るといったものについては、既にクールジャパンというか「技術・人文知識・国際業務」に該当するというので、これはガイドラインにも示させていただいているところでございます。

もし、施術が入るということであっても、厚生労働省はそこを認めておられるのかどう

かちょっとよく分からないのですが、施術が付随的なものである、と国家戦略特区の中で担保するものでもないわけです。

○八田座長 やはり技術水準が非常に高いと。それを担保しようということですよ。それは、去年合意した文書でも明らかと思うのです。そこで成立しないなんてことは全くなかったです。

○竹林課長 お言葉ですけれども、私たちは、個別の施術は「技・人・国」には該当しないという認識で一貫して申し上げてきているつもりなので、ここに書いている一般的な理容師・美容師業務ではない行為だというのは、まさに施術ではないようなヘアスタイルを開発、提案するものだという前提で申し上げます。

あと、もう一回、最後の「その上で」以下のところを補足しますと、要は、「技・人・国」の対象範囲として、一般的な理容師・美容師の業務でない高度な創造性のある業務でいいということをガイドラインで示したとすれば、それがその特区に限らず、日本全国にその効果が及ぶはずなので、要は、特区で別に大阪や東京でそれを特段に監視する仕組みを作ってはいけないということはないにしても、多分特区以外の領域においても、その「技・人・国」が適切に管理されるものでなければいけないので、そのこととの兼合いで行くと、こういう体制がなかったら「技・人・国」とする対象範囲がしっかり管理できないということであれば、そもそも問題なのではないかと思えます。

○八田座長 では、「技・人・国」であるということは、さっきのウィッグは分かりましたけれども、ウィッグ以外のヘアデザインに関しては、とにかく切り離してやれと。やればもう何でもいいよということなのですか。それでは本当に実質的な意味がないではないですか。せっかく日本の国際化に役立てようとしているのだから、もうちょっと一般的なレベルの特定活動とは別に、まずはもっと高い水準でやりましょうよというのがこの議論ですよ。後で一般的なところをやればいいので、特定活動はやればいいので、とりあえずはこれで行って、かなり高い水準のものを選んでやりましょうよということなのですよ。そもそもがそういう出発点ですから。

○阿曾沼委員 ちょっとお伺いしたいのですが、基本的に理容室・美容院の一般的な業務にはプロモーション的なこと、デモンストレーション的なこと、教育的な業務が当然含まれてくるわけですね。その中で、創造的なカットをするということは当然含まれるわけですよ。それは一般的な美容院だってどこだって、自分たちのクオリティを高質化するための通常の作業だと思うのです。しかし、カットしたらそれもできないということになるのです。美容院なり理容室が自分たちを高めて質を高くしていくという前向きな活動や意欲を規制することになりませんか。

○竹林課長 もちろん、こういった話には。

○阿曾沼委員 責任を持つ自治体の方たちが、業界も含めてマネジメント、コントロールをしてやりましょうという話ですから、このことは業界を無視してやれなんていうことを考えていないわけでは無いわけですので、何ら違和感もないし、何の問題もないような気

がします。

○福原課長 入管法の建付けで、まず、資格該当性のある活動については法律で決まっている。その活動を行う人に関する基準が省令で決まっているというところがあって、例えば、大卒でなければならないとか、専門学校卒業であれば専門士を取っていただかないと  
ならないとか、あるいは10年以上の実務経験がないとならないということを基準省令で決めています。

国家戦略特区は、「技術・人文知識・国際業務」の建付け、クールジャパンの建付けにおいては、資格該当性のある活動は変えず、実績や学歴のところは別の方法で担保しましょうという制度です。だから、全く学歴がなくても、例えば、地方公共団体のほうで別途学歴に代わる高度性を判断して、その人の能力を判断するのであれば、これは現行の国家戦略特区のクールジャパンの仕組みに馴染むものなのだろうと思います。

おそらく厚生労働省から指摘があったのは、今の議論はそうではなくて、むしろ行おうとする活動の高度性を国家戦略特区で担保していこうという話なので、それは全く新しい仕組みになってしまって、現在のクールジャパンの建付けとは全く違うことになってしまうということでございます。

そこが多分、議論が噛み合わないところでございますので、そうなのであれば、ここは全く新しい仕組みになってしまうという理解で、それこそ制度の枠組みから考えないといけないのかなと考えております。既存のクールジャパンの枠組みは使えないのかなと思っております。

○八田座長 よく分かります。我々の目的も分かるでしょう。とにかく、高度な日本の技能を外国に伝えたい。それから、外国から来た人を助けたい。それですよ。そのために、最初の行き違いがあったのです。だけれども、最終的な目的は昔から首尾一貫しているから、そのことをやりたい。そのためにできることとしたら、「技・人・国」である限り高度であるということをやちゃんと認定する仕組みが要るでしょうということです。

一方、最初から何でもかんでも入れるというのはまずいのではないかという気持ちもあるわけです。だから、より優れた技能を学びたいという人たちを入れられる仕組みを作りましょうということに全て尽きると思います。

そして、それはおっしゃるように、これから議論をして、特区制度に付加的なものを作っていかなければいけないと思います。そして、それは地域限りでできるものかもしれないし、目的を御理解いただければ、何とかうまいこと考えてお互いにいければと思います。

元々のクールジャパンのフレームワークが上陸許可に関することだったので、ちょっとボタンのかけ違いがあったということは理解しています。

○竹林課長 今の話はなるほどということもありまして、今までのクールジャパン特区の建付けで行くと中々しんどいはずだと思っていたものですから、要は、在留資格のところ  
で特区としての特別扱いをするという新しい枠組みを前提とされているのであれば、その意味では分かります。

この点はとりあえず言うだけ言うというぐらいの話なのですが、もちろん法務省の福原課長はもっとお詳しいですけれども、私も特定技能の関係でビルクリーニングの担当課長なものですから、議論に一部参加しているのです。

その中で、大都市圏に対する過度な集中を防止するということが外国人材を受け入れるときの一大命題になっているわけなのですけれども、今のクールジャパン特区の建付けで行けば、とにかく在留資格に該当するという部分は、あくまでオールジャパンで公平に見た上で、上陸許可基準のところだけは少し弾力化するという程度の話で終わるので、そういう意味では、大阪や東京で特区ができたからといって、「技・人・国」の範囲が全国共通であれば、そんなに大阪や東京に集中するという話にならないと思うのですけれども、もし、これが大阪や東京だけしか受け入れられないというような仕組みとして提案することになると、今の大きな流れである大都市圏に過度な集中を防止するということとの関係では、相当の齟齬がある話になってくると思います。

要は、新しい建付けでやるということは、ちょっと私も自信がありませんけれども、法改正をして新しい枠組みを作ることになるのだとすると、今みたいな議論に耐えられるのかなということは一般論としては気になります。

あとは、個別の施術が含まれる、含まれないというところで、そこが我々としては、今話を聞いているとまだ不安というところでありますので、業界の理解を得ようと思えば、その部分はきっちり除くというふうにやっていただくのが非常に重要なのかなと思いますけれども、とりあえず以上です。

○八田座長 2点ですね。

まず、特区で決められたことというのは、基本的に全部の特区で可能になります。仮に規制が法律によるものだったならば、特区では元々の法律の特定の条項を当てはめない。その代わりに、別の条項を当てはめるのだというのだから、もちろん沖縄でもどこでも大丈夫になるわけです。その最初の誤解はないと思います。スタートするときどこが事業化するかというのは、その事業者や自治体の努力によるということです。

それから、2番目の業界の理解ということに関して言うと、これも色々当たってみると、業界も色々あるのです。そして、非常にカバー率の低いところが古い考えを持っているけれども、結構それなりにやりたいというところもある。だから、そこを拾い上げていくということもあるのではないかと思います。

事務局、どうぞ。

○村上審議官 今、一部議論に私は若干違和感があったので、3点ほど確認をしたいのですけれども、我々は、東京都と大阪府は多分終始ずっと提案の内容が全く変わってなくて、2年間の勉強と国家資格を取った外国人が、一般的なその創造性の程度について色々議論があることは先刻承知の上で申し上げて、いずれにせよ、その解釈の齟齬があらうと、創造性がある高度な業務をしている人について入国して活動ができるようにしたいと。これは全然変わっているつもりはございません。

ただ、途中で我々は当初それが上陸許可基準の問題になり得ると思っていたので、特区法の特例措置の活用を前提とした議論を途中までしていましたが、途中で、いや、これは上陸基準の問題ではございませんと、2年間と国家資格で上陸基準は満たしますから、むしろ在留中の活動の問題として整理が必要です、と途中で教えていただいたので、それで議論の性格が途中で変わったというのが自分たちの理解です。これが一つ目です。もし、事実認識が違っていたら教えてください。

二つ目です。特定活動に新設したらどうかという議論が、別途出てきているのは承知しています。ただ、我々としてはいずれにしろ、それが後から来ようと来なかりと、「技・人・国」で既に上陸許可基準の対象になっている人の活動範囲をしっかりとした管理体制を置くことを前提に柔軟化することについて、何の問題があるのかという問題意識は引き続き持ち続けておりまして、そのことについて、前回からそれは資格外活動で認可するのか、いや、そうではなくて管理体制を置けばできるのかという議論をしてきたつもりなのですが、「特定活動」で制度が作れるということが今の議論を阻害する理由になるとは私には思えないのですけれども、我々は「特定活動」でやってくれるなど言っているわけではないので、「特定活動」があろうがなかろうが、それがあること自体について論理的主張にならないでしようと思っているのですけれども、それは何か支障があるのでしょうかということについて教えてほしい。これが2点目です。

最後に、3点目は、これはずっと議論していることですから、引き続きよく議論をして確認をしましょうということですが、人に対するカットが存在した瞬間にやり得ないというのは、私たちの去年の成長戦略のときの議論からすると、後退してしまっているような気がするので、逆に言えば、どういう管理体制を敷くことによって、それはその実態が分からないからそれは困るよねということだったら私たちも理解できるので、どういうふうの実態が管理できればそこを乗り越えさせていただけなのか、それとも本当に人に対するカットが入った瞬間絶対にダメだという議論で最後まで行かれるのか、そこは前から議論しているつもりですが、もう一回はっきりさせておきたい。

そういう意味で、私は議論が変節したというわけではなく、ずっと同じ議論をしているつもりなので、もし、認識が違ったら教えてください。

○福原課長 施術のところなのですけれども、そこは一体どうやって管理をするのかというのはこちらも本当に伺いたいところでもあります。この人はずっとデザインのことを考えているのだと言っても、外見的にはそれがカットでしかなかった場合に、それをどうやって管理するかという問題があるのです。そういう管理がおそらくできないのではないかと思われたので、やはり施術が入っている以上、そこは難しいのではないですか。では、それがいわゆる施術ではない、これはデザインの一環なのということなのであれば、それは何をもって計るのか。こちらでずっと話をされていて、そもそもカットをしないヘアデザイナーはいないのだということであれば、そもそもこういう業務自体が、言ってみれば、お店でヘアデザイナーとして働かれるということを認めるのが難しいのではないかと、モデ

ルに対してヘアカットをして写真を撮って、それをデザインブックのような形にしていただくとか、情報発信をしていただくということであれば構わないけれども、そうではない、まさに美容院で髪を切るということがあると、やはりそこは区別するのが難しいのではないですかという話はずっとさせていただいたところなのです。

だからこそ、そういうものが入らない形のヘアデザインがもしできるのであれば、それはそういう形であれば問題なく認められるのではないのでしょうかという話はさせていただいております。

地方自治体の管理というのが、活動のレベルの高さを担保する管理とはどんなものなのか中々具体的に見えない中で、管理ができるのかというのは中々自信がなかったところではございます。

○阿曾沼委員 例え、デザインを考える上でお客様にモニターになっていただきますということは普通にありますね。当然モニターに関しては同意書をもらうと言う運用ですから、管理できますよね。ルール作りの問題だと思います。

カットをしてもらうお客様とデザイナーと、お店との間の合意というものが客観的かつ合理的に書面であれば、全く問題ないと思います。

そこは、心配だ、心配だと言うのではなくて、実施できる方策を考えるべきです。高度人材の人たちが思い描いた新しいカットを創り上げる上で重要なことと思います。当然モニターになってあげようという人たちだっているわけでしょうから。心配だ、心配だというのは杞憂だと思います。

○八田座長 散々コンペティションとかそういうことを言ってきましたよね。極端な場合、あるランクの美容室というところだったら、技能のない人なんて始めから取ってくれないということがあるでしょう。だから、本当に役に立てようと思ったら、色々な基準が考えられると思います。

○阿曾沼委員 医療の世界も、ボランティアで採血をしていただいて色々な研究をしますし、治験なんてまさにそうですね。そこにはきちんとしたルールが当然あるわけですから、実証実験する方々や自治体の方々が相談をしながら、ガイドラインや運用ルールを決めていけばいいのではないのでしょうか。だからこそ、業界団体にだけでなく、責任を持つ自治体の存在が必要ではないかなとは思っています。

○八田座長 「特定活動」なら1,000円カットでもよくなるのですか。

○竹林課長 私が答えるべきか分からないのですが、我々としては、これこそがまさに争点なので、見解の相違というか中々難しいところなのですけれども。

○阿曾沼委員 見解の相違で片付けていいのですか。

○竹林課長 要は、個別の施術、それが高度であろうと1,000円だろうと5,000円であろうと、それは「技・人・国」には該当しないし、業界団体としては少なくとも業界団体は色々あると八田先生がおっしゃっているのはまさにおっしゃるとおりだと思いますが、我々がお付き合いしている主要な業界団体のほうは、それは反対だということなので、ただ、

既存のクールジャパン特区ですと、とにかく「技・人・国」に普通に該当することが大前提なので、話の筋としては無理があるなどずっと思っていました。

そうではなくて、八田先生がおっしゃったように、仮に法改正をして、「技・人・国」なり在留資格の特別扱いの特区を作るということであれば、制度の建付けとしては理解します。ただ、結局根本のところ個別の施術がいいか悪いかというところと言うと、中々我々はそれがいいと言えないものですから、帰結は同じなのかもしれませんが、法制度的な建付けの問題はクリアするのかなという気はします。

○八田座長 ちょっとその話は置いておいて、「特定活動」の場合には1,000円カットでもいいのですか。

○竹林課長 「特定活動」の場合は、もし、おかしければ正してほしいのですけれども、要は、制度的な柔軟性がすごく強いので、今、業界がみんなこぞっていいんじゃないかと言ったら実現するような仕組みなのだと思います。

○八田座長 それはまずいでしょう。

○竹林課長 もちろんそれはまずいです。

○八田座長 我々がずっと申し上げてきたような制度にすることが日本にとってもいいし、アジアから来られる美容師にとってもいいでしょう。それをいきなりチープレイバーの話には持っていきたくはないですね。

○竹林課長 いや、おっしゃるとおりなので、我々はどういう枠組みであろうと、基本的に個別の施術はやめてほしいということなのですけれども、ただ、制度的な制約というのがどの仕組みにあって、どの仕組みにないかと言われれば、「特定活動」のほうは実は業界団体の理解が得られればできてしまうという仕組みだということは、きっとそうなのだろうと思います。

○福原課長 そこは厚生労働省がおっしゃったとおりだと思います。妥当性の問題があります。極めて技術的な話として、「特定活動」というのは、個々の何か合理的な理由があれば認めているものであり、例えば一つの例としては、日本食の分野で日本に就職するというものがあります。そもそも何で日本食の分野で外国人を就労させる必要があるのかというところなのですけれども、背景として、正しい日本語を勉強した方に、海外で正しい日本食を発展させていただきたい、あるいは、日本の食材を使うようにさせていただきたいというような色々な事情があって、それに対して「特定活動」という在留資格を認めているわけでございます。

ただ単に1,000円カットが必要だからとかという理由では「特定活動」は認められないと思いますが、何か特殊な理由があって、それを認めるべきということがあれば、これは相当高いハードルだとは思いますが、「特定活動」の在留資格自体は、言ってみれば、定められたレベル感というのはないということはあるので、ただ単に業界が認めるというだけではなくて、本当にかかなり高いハードルで、それが我が国のためになるということがないと難しいとは思いますが、いわゆる活動のレベルだけを申し上げますと、「技術・人

文知識・国際業務」よりは柔軟性のある制度だとは思いますが。それを使っていただくというのであれば、施術のところもクールジャパンだったらクールジャパンで業界の了解も取れるということであれば、可能ではないかとは思いますが。

○八田座長 あまり業界寄りにしたくないのです。制度としてきちんとしたものから、役所がきちんと管理するようにしたいのですが、それができないから、その障害はやはり業界だとおっしゃられるわけで、「技・人・国」もちゃんと業界が納得すればそれのできるのだけれども、それがない限り納得できないとおっしゃるのだから、これは納得してもらいましょうよという話ですよ。

○竹林課長 多分「技・人・国」で来られると、業界がやってくれと言っても、今までの法解釈で言えば、多分乗り越えられないのではないかと思います。そこはちょっと違うかなと思いますが、ただ、究極的にはどの道でやろうとしても、私たちとしては業界が納得できないような形だと折り合いませんので、そういう意味ではあまり変わらないのかなと思います。

○中川委員 ちょっと分からなかったのですが、「技・人・国」でやったら業界がうんと言ってもできないというのはどういうことなのか。

○竹林課長 もし、これも私が間違っていたら正してほしいのですが、「技術・人文知識・国際業務」という法律上の定義がありますので、それに普通の理容師・美容師の施術をするということが該当しないので、これまでもそれは該当しませんという法解釈を取ってこられたはずなので、そういう意味では難しさがより高いのかなということです。

○中川委員 だけれども、我々は、一貫してレベルが高いところについてこういう制度を設けてくださいというお願いをしてきていて、そのレベルの部分につきましては、多分施術とハサミ1本入れてもダメだという切離し方はすごく難しいから、それはある程度何か工夫の余地があるのではないですかと多分阿曾沼先生はおっしゃったのだと思います。

そういう中で、誰も管理しないで何ちゃらという話はないから、それで地方公共団体が嘯むような仕組みを今回提案しているわけですが、そういう意味で、あまり齟齬のあるようなお話をしているつもりは全くないのですが。

○福原課長 要するに、ヘアデザインの企画・研究、まさにこちらで回答させていただいたとおりなのですが、これであれば、基本的には「技術・人文知識・国際業務」には該当すると考えているところがございます。

前回からありました施術が付随業務に過ぎないというところは、どういうふうに判断ができるものなのか、それが時間の管理なのか、やはりそういったところをよく考えていく必要があるのではないかと考えてみて、そもそも付随業務としてのヘアカットというものがあるのかということも分からないところもございまして、そこが、そもそも管理ができるのかということも含めて、実態においては非常に難しいと思いますし、ヘアデザインとか高度な専門性、あるいは創造性というのは理念として分かるのですけれども、実態においてどういう活動をすればよいのかということなのだと思います。

○八田座長 コンペティションへの出場とか、入賞数でできるのではないですか。少なくともその美容室がある程度のそういう水準を持っているところかどうか。個別にしてもちゃんと出場するというようなことをきちんと義務化してやると。

それは一流のところというのは、私も知っているわけではないけれども、すごいでしょう。全世界から集まって鍛えるわけですね。そういうところも認めてやらないのは、それも「技・人・国」で認められないのなら、何が「技・人・国」なのでしょう。

○竹林課長 色々な見解があるのは承知の上で申し上げますと、要は、在留資格は基本的に個人に対して与えられるものなので、どこに勤めるかによってそれが判断されるというようなものはちょっと違和感がありますし、仮にそういうような仕組みを作るとすると、全国にたくさん美容室がある中で、ここは高度なところ、ここはそうではないという仕分けをしないといけなくなります。

○八田座長 基準が要りますよね。

○竹林課長 基準が要りますけれども、およそそんな議論をまともにできるような状況に私はないと思っております、と言うのは、それぞれが皆さん自分のところはしっかりしたところだという誇りを持って営業されているところですので、あなたのところは高度な美容所、あなたのところはそうではないという基準をこれから作るというような議論の入口に立つということ自体がものすごく困難なことだと私は思っています。

○八田座長 しかし、およそ競争があるところには差別化がありますよね。

○竹林課長 要は、お客様が自分の判断で、例えば、口コミとかでここはいい、ここは悪いとおっしゃるのはいいのだと思いますけれども、これは行政が絡む仕組みですので、ここは高度な美容室だという認証をする、ここはそうではないと分けるというのは非常に困難が伴うと思います。

○中川委員 今、具体的に何か御提案できるような状況にはないのですけれども、おそらく業界団体がオーケーと言ったらいという話でもないという議論もさせていただいたと思うのです。業界団体ってカバー率が100%であれば、「ああ、そうかな」という感じがするのですけれども、カバー率が低い場合には、誰の意見を聞いてそういう制度に乗っかっているのか分からないのです。

ということは、多分それは高度な技術を持ったような外国人については、理美容のデザインとか日本のいいところを身に付けてもらって帰ってもらうというのは日本の国のためになるという話をずっとしてきているわけだと思います。

それについて、そもそも100%のカバー率のない業界団体の話というのはできないわけですから、その場合には、多分何らかの基準とか、あるいは仕組みとかというものを作っていかに得ないとしたら、それは多分地方公共団体しかないのではないですか。

○八田座長 だから、竹林課長がおっしゃるのは、我々が例えば、コンペの数で決めたら客観性があるでしょうと言っているときに、コンペの数をどこ水準にするかというところで業界が揉めるということですね。それはえいやでやるよりしょうがないのではない

ですか。まず、最初は難しいところからやって、段々広がっていくというようなことがあり得るだろうけれども、少なくとも何かの客観的な基準は取れると思います。

○竹林課長 制度的な建付けを、色々なことを考えることが理論的にはそれはあり得るのだと思いますが、かつ、私どもが所管している全美連という団体が、中川先生のおっしゃるとおり100%カバーしているわけではない。おっしゃるとおりだと思います。

ただ、我々、生活衛生営業に関する法律を所管しておりまして、何でこの法律があるかと言いますと、理容・美容を始めとする生活衛生営業はどうしても中小零細が多い。要は、競争ということと言っても、あるいは民間企業からの融資を受けるということと言っても非常に不利な立場にあることが多いので、特別に業を振興するような法律があって、その中に組合というものがあって、それを全国組織としての連合会というものが法律上置かれています。

この全美連というのは、私どもが所管している生衛法に明確に位置付けのある団体ということでございますので、それを所管している私どもとしては、当然中小零細企業が多い団体の意向を、もちろんそれだけで判断するということではありませんけれども、最大限尊重し、意見交換を交わしながら各種施策を進めているところでございまして、このような外国人の労働者を入れるというときにどこに一番インパクトが行くかという、きっと中小零細だと私は思っています。

○八田座長 普通は高度なところではないですか。むしろ、さっきのもう一つのカテゴリーの場合には、そういうところにもものすごい影響があると思うけれども、「技・人・国」のやるところだったら全然関係ないのではないですか。

○竹林課長 結局、団体のスタンスははっきりしておりまして、いずれにしても、何が高度か、何が高度ではないかというのは分かりません。すべての理容所・美容所の養成所も、高度な技術から一般的な高度性が低い技術までトータルに教えますので、そういう意味では、すべての施術所がこうだということもできるような状況でございまして、あそこは高度だからいいのだということになりますと、要は、商売上のライバルであるよその施術所にお客さんがどんどん行くというようなことになりますので、当然皆さんそこは心配されます。そこは雇用であるとか、過当競争が今でも甚だしいという理解の中で、そういうことは中々認められないというのが現実でございまして。

○八田座長 発言が丸っきり違うでしょう。価格帯が丸っきり違うところでしょう。これはどうしますか。

○村上審議官 一応交通整理だけ今後のためにおきたいのですけれども、途中で上陸許可基準の定義がはっきりしたので、少し議論の性格の論点が変わったのは事実ですが、我々は提案を途中で差換えたつもりはないので、そういう前提でいいですかということと、「特定活動」の議論はそれが別途あり得ることは理解していますけれども、あってもなくても「技・人・国」の議論の支障にはならないというこの2点は確認をしておきたいので、もし、問題があれば言ってください。なければならないと言ってくださいということが一つ。

それから、法務省が言われていることは、逆に言うと、我々は宿題になっているという理解はありまして、論点はおそらく二つ言われたのだと思います。相対的にオーバーライドする目的がちゃんとないと、なぜ柔軟化するのかというところの理屈が今いちはっきりしないというお話があったと思います。

もう一つ、一番気になっているのは、カットで区別しないで他にどうやって区別する方法があるのだという管理のフィージビリティが見えませんかという御意見であるとすれば、それは一つの御意見としては理解しますが、元々カットが入った瞬間ダメだと言われているというふうにも聞こえかねないので、管理の方法についてもっと具体的に聞かせていただかないと納得できませんという御主張なら、我々もまだ東京都も含めてさらに具体的な提案の宿題をこちらが持っている部分もありますので理解できるのですが、カットがあった瞬間におかしいと言われるのは論理的に納得がいかないもので、そういう問題ではないですねということは確認をしておきたい。

これは他の人に説明をするときも困ってしまっていて、もし、学校があって国家資格があって、それで「技・人・国」の上陸基準を満たすのだとすると、美容師法の免許自身が美容の業を適正に行うためにあるものであって、美容の業すら正面のど真ん中がカットだと思っただけではないのですが、厚生労働省が出しておられる逐条を見ても、美容師の業務の中にはカットというのもちろんと丸が付いていますので、カットが入った瞬間おかしいという議論は、それは上陸基準に適合するというのであれば、なおさら特定の研究開発だけやっていなければ変だということには絶対ならないのだと思うので、管理の程度の問題として何が論点になるのかということをしつかりと議論できないと、逆に言うと、東京都や大阪府がどういう管理の仕組みを具体的に提案すればいいのかと、議論の方向が掴めないと思うのです。今すごくふわふわしている感じがするので、その辺をはっきりさせたい。

○福原課長 まず、基準省令に適合すれば、すなわち在留資格に該当するという話ではないのです。大学を卒業した方で、いわゆるホワイトカラーではないところで働かれる方だって当然いらっしゃるわけでございまして、言ってみれば、この基準省令に適合した人がやる仕事は何でもいいじゃないかということには全くなりません。

○村上審議官 それはさすがに分かっています。

○福原課長 もう一つ、まずは、在留資格ありきなのです。結局、在留資格に該当する活動に当たるレベルかどうかというのが一番重要でありまして、それを担保するために基準があるものでございますので、基本的には大卒だけだったのです。大卒だけだったのですが、色々な議論がある中で、後で専修学校の専門士というものが出来て、専門士の学位を取って、かつ、高いレベルのお仕事をされるのであれば、いいということにしましょうということになった経緯があるので、専門士を取られている方がその業界の仕事を全部できるという仕組みには当然なっていないわけでございます。

国家戦略特区の中で、この在留資格に該当する活動の幅を広げるということは中々ハードルが高いのだらうなとは思っています。今、国家戦略特区の中で実現されている特例は、

在留資格はそのままに、基準のところを別のもので担保しましょうという制度です。例えば、それこそ専門士を取っていなくても、コンペティションで受賞された方なのでいいということにしましょうというのであれば、よく分かるところなのでございますけれども、今の議論は在留資格に該当する活動自体を変えましょうということなので、それはもちろん将来的に検討すればできるのかもしれないという意味で、絶対できないとかというふうには否定はしませんが、中々大変だなと考えています。

それで、先程のカットが入った途端ダメなのかというのは、確かにそれが本当の付随業務に過ぎないというようなことを担保できるのであれば、検討の余地があるのではないかと考えているところでございます。先程のお話の中にも、こういうふうにするにはいいのではないかと御提案はあったところではありますので、そこを検討する余地はあるとは思っていますが、付随業務だということが果たして現実的にできるのだろうかという疑問もあって、難しいのではないかとおっしゃっていただいております。

自分は頭の中はデザインでいっぱいなのです、だけれども、ずっと施術をしているのですと言われたときに、それで認められるのであれば、言ってみれば、外見からすれば、やっていることが同じなのであれば、カットではいいのではないかということになるのではないかとも思われますので、そこをどういうふうにするのかについては、色々検討しなければいけないと思っています。

ですので、在留資格の活動の範囲を広げるということを国家戦略特区でやるのか、それとも、今の制度の建付けの中で少し変えていくのか。

上陸許可基準のところなのですけれども、今回確かに上陸の話ではないということではあるのですが、ずっと上陸許可基準の話をさせていただいたのは、そもそもクールジャパンの建付けがそうになっているためです。

今回は上陸許可基準をそのまま適用するのではないけれども、在留資格変更のときにも、我々は上陸許可基準を一つの参考にするので、上陸許可基準の整理ということであれば、理解はするところなのでございます。ただ、今の議論というのは、「技術・人文知識・国際業務」で受け入れるという観点で国家戦略特区の枠組みを説明されているのではないかなと思っておりますので、そうであれば、上陸許可基準の担保の方法を考えて、先程申し上げたような活動内容はデザインでありレベルは資格該当性が認められる程度に高度なのだけれども、付随業務をどのように管理、あるいは担保していくのかということを考えるというのは一つの方法なのではないかと思っております。ただ、非常に難しいと思っております。

○竹林課長 制度的なことは、今福原課長がおっしゃったのであまり言いませんけれども、上陸許可基準上、専修学校等を終えていればいいということであれば、繰り返しになりますが、この特区は上陸許可基準の代替基準をどうするかという枠組みなので、何のためにこの議論をやっているのだらうと思えますし、その上で「技・人・国」にカットが一部でも該当するということになれば、それは日本全国でそれがそうだということになるわけで

すから、非常に重大な問題だと思っていますので、我々のほうは、基本的に法務省が今おっしゃったことと同じですけれども、カットが入ってはいかぬということに関して言うと、より厳格な立場だということを申し上げます。

○村上審議官 事務方同士でもやりますので、あまり深入りしませんが、一応確認させていただいたということで、制度的な論点はずれたかもしれませんが、趣旨としては、我々、提案者も終始一貫同じことを言っている。

それから、「特定活動」があっても「技・人・国」の話はできるという前提で、「技・人・国」についてどうかということを議論しているという理解でよいと。その上で、法務省の御説明によれば、とにかく管理の方法において、カットの付随性をきちんと証明できるような仕組みを言っていたかかないと、我々として前に進めません。そこについて御提案があるのであれば、お待ちしているし、その議論の可能性はあると思いますということに対して、厚生労働省のほうからカットの付随性ということに関して言えば、上陸許可基準や美容師業務の考え方一般に跳ねかねないところに立ち入る議論なので、我々はカットの付随性ということについてはさらに法務省より厳しいことを言うかもしれませんよということをおっしゃられたという理解でよろしゅうございますか。

では、事務方の整理はその後また引き続きやりますので。

○八田座長 我々としては、「特定活動」とコンフリクトするわけではないから、それは後で考えればいだろうと。それを最初からやって、訳の分からない業界が全部入り込んでやることにするよりは、こちらのほうが少なくともきれいにできるのではないかというのが、一番の本心です。

それから、レベルのチェックは、あまり何遍も言うけれども、コンペティションとかそういうものは相当色々なランクがありますから、そういうものである程度の提案を東京都のほうからしてもらって、御検討いただくということではないかなと思います。

大変遅くまで申し訳ありませんでした。どうもありがとうございました。